



事 務 連 絡

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

各政令市保健所長 } 様
各健康福祉事務所長 }

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

医療法人会計基準について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、兵庫県医師会長、兵庫県歯科医師会長、兵庫県病院協会会長、兵庫県民間病院協会会長、兵庫県精神科病院協会会長及び兵庫県医療法人協会会長には別途通知済みであることを申し添えます。